

日貨協連 **新**貨物補償制度

(運送業者貨物賠償責任保険)

万一の貨物事故に備えて



**各種の保険料割引
各種損害および費用も補償**

日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)

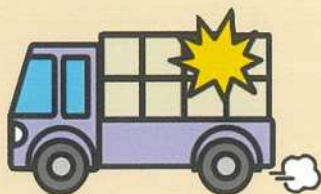
● 補償の概要

特徴

1

貨物損害の補償

貨物の運送にかかわる
損害賠償のリスクをカバー!



詳しくはP2~P3へ

特徴

2

各種費用・損害の補償

費用損害や第三者賠償責任等も
ワンパッケージで補償!



詳しくはP4~P6へ

日貨協連 **新** 貨物補償制度

商品の特徴



売上高包括方式

(仮置中補償プラン・保管中補償プラン)

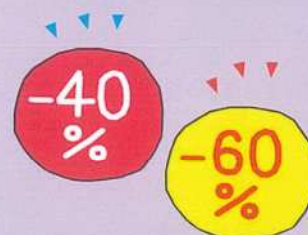
の2種類をご用意!

特徴

3

簡便な契約方式

詳しくはP7~P8へ



規模や輸送品質、損害率に応じた
各種の保険料割引をご用意!

特徴

4

各種の保険料割引

詳しくはP9へ

貨物の運送にかかわる 損害賠償のリスクをカバーします!

貴社の物流業務のさまざまなシーンに

売上高包括方式(仮置中補償プラン)の場合

輸送中



走行中

積み込み・
荷卸し中

車上仮置中



輸送に付随する仮置中



積替え・継搬待ちなど
での一時的な保管中

梱包・開梱
作業中

タグ貼り等の
流通加工中

解体・据付・組立中
(30日間以内)

売上高包括方式(保管中補償プラン)の場合

輸送中



走行中

積み込み・
荷卸し中

車上仮置中



保管中



積替え・継搬待ちなど
での一時的な保管中

梱包・開梱
作業中

タグ貼り等の
流通加工中

解体・据付・組立中
(30日間以内)

継続的な
保管中

貨物の損害

運送を受託した貨物の損害を補償

荷主から預かった大切な貨物に与えてしまった損害に関する賠償責任を、オール・リスク条件を基本条件として補償します。

オール・リスク条件

貴社に責任のある偶然かつ外来的な事故により貨物に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。主な補償対象となる事故は以下のとおりです。



破損・まがり・へこみ



濡れ損・汚損



輸送用具^(注1)の
衝突・転覆・沈没・座礁など



盗難・紛失



火災・爆発

※貨物の種類や状況によって補償条件が異なる場合があります。(詳しくはP3をご覧ください。)

支払限度額

<輸送中> 500万円～5,000万円(1事故あたり)の範囲内(500万円刻み)で任意に設定いただけます。
<仮置中> 1事故につき5,000万円を限度に実損をお支払いします。なお、**売上高包括方式**(保管中補償プラン)を選択の場合は「保管中」として1事故につき1億円を限度に実損をお支払いします。

免責金額

1事故につき5万円を控除してお支払いします。
(10万円または20万円にも設定可能です)

【注1】「輸送用具」とは、次のものをいいます。

全ての陸上輸送用具(カーフェリー、携行便、航空便を含む)、鋼鉄製自航船。

■ 貨物によって異なる補償条件

日貨協連貨物補償制度の補償条件は「オール・リスク条件」が基本ですが、下表のとおり、貨物の種類や状況によっては補償条件が異なります。

・引越荷物、個人家財についても、当該貨物の種類毎に本表の規定に従います。

事故・ 損害の種類	オール・リスク条件						「特定危険」の結果生じた温度変化 冷凍・冷蔵・保温・保冷装置の 破損や故障の結果生じた温度変化	温度設定誤り等による温度変化	液状貨物の誤投入（積込み時） （投入先の既存貨物の損害は除く） （投入先の既存貨物の損害は除く）	貨物の積込み荷卸しまたは積替えのために 使用されたハイフラインからの漏出	輸送用具・収容設備の破損による汚損・漏損・汚染 （液状貨物専用車に積載される場合）
	特定危険		破損・曲凹損								
	火災・ 爆発	輸送用具 ^{※1} の事故 （衝突・転覆・沈没・座礁）	盗難	紛失	積込中／荷卸中	走行中の荷崩れ					
貨物の種類											
1 一般の貨物 (下記②～⑨以外の貨物)	『オール・リスク条件』で補償します。										
2 生花、植物	『オール・リスク条件』で補償します。										
3 家畜、生動物、 活魚	死亡に至った場合						死亡に至った場合				
4 コンテナ自体および 通い箱・パレット等の 繰り返し輸送される容器類	『オール・リスク条件』で補償します。										
5 自動車^{※2}、船舶・飛行機・ ヘリコプター（ドローン等の 無人の機器を含みます。）	『オール・リスク条件』で補償します。 ^{※3}										
6 宝玉石、宝飾品、 貴金属製品、 美術品および骨董品	『オール・リスク条件』で補償します。 (ただし1点あたり 50万円限度)										
7 貨紙弊類・有価証券 または 金・銀・白金の地金	『オール・リスク条件』で補償します。 (ただし1梱包 10万円限度)										
8 野積み中の貨物^{※4}	『オール・リスク条件』で補償します。										
9 ばら積み貨物^{※5}	『オール・リスク条件』で補償します。										
例：古紙、鉄屑	詳しくは ^{※5} をご覧ください。										
	定温輸送される場合										

※1 輸送用具：①一般の貨物はP2【注1】の通り、それ以外の②～⑨はフォークリフト等の荷役機器および携行便は含みません。
 ※2 自動二輪車・原動機付自転車・農耕用作業車・フォークリフトおよびクレーン車・ブルドーザー・ショベルカー・ロードローラー・掘削用および杭打ち用自動車等の作業用特殊自動車（人または物の運送以外の土木、建設その他の工作・作業を目的とし特殊な構造を備えた自動車）を含みます。
 ※3 ただし、貨物である自動車等の積込み、荷卸し作業中以外の自力走行、自航、自力飛行期間中に生じた損害は除く。
 ※4 「野積み中」には、貨物が完全に囲われていない建物（除くトラックターミナルまたは物流センター等の建物）、仮設テント倉庫、建設作業中の建物・構内に置かれている状態を含みます。
 ※5 「ばら積み貨物」とは、液状・粉状・粒状・気状・泥状・結晶状・塊状・棒状などの形状で、個数によらず重量や容積により取引される貨物で、梱包せず輸送用具にそのまま積載される貨物を言います。（例：重量・容積単位で取引される、古紙・鉄屑など。鉄鋼・木材製品は除きます。）

■ 日貨協連貨物補償制度の対象とならない貨物

次の貨物は補償の対象にはなりません。➡ 輸送用具自体および被けん引車両

貨物そのものの損害に加えて 費用損害等も補償します!

費用損害等

■ 事故に付随して発生するさまざまな費用等も補償

①



残存物
取片付け
費用

補償対象の事故によって損傷した貨物の処分のために必要な残存物取片付け費用、廃棄費用をお支払いします。

※土壌・大気・水質汚染の清掃 除去費用については、保険金は支払われません。

支払限度額 1事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。

事故例

- ・急ハンドルによりトラックが横転し、積荷の自動車部品をまき散らし、撤去費用が発生した。(約50万円のお支払い)
- ・フォークリフトによる荷卸し時に、積荷のドラム缶入り液体化学用品を落下させてしまい中身が漏出、清掃費用が発生した。(約30万円のお支払い)

②



積替・繰搬
費用

貨物の輸送中に火災、爆発、輸送用具(詳しくはP2【注1】をご覧ください)の衝突など(※)が発生し、輸送用具が自力走行不能となった場合に、貨物を積み替えて輸送するために必要となる荷卸費用、一時的な保管費用、再積込費用、代車費用をお支払いします。

(※)パンク・バッテリー上がりを含みます。

支払限度額 1事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。

事故例

- ・交通事故によりトラックが大破し、代車を手配するための費用が発生した。(約20万円のお支払い)
- ・パンクによりトラックが自力走行不能になり、代車費用と代車が到着するまでの一時的な保管費用が発生した。(約30万円のお支払い)

③



検査費用

補償対象の事故に遭った貨物が損傷を被ったかどうかを確認するために必要な検査費用、仕分費用、再梱包費用をお支払いします。

支払限度額 1事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。

事故例

- ・荷卸し作業中に荷崩れを発見し、検査したところ積荷自体には破損はなかったが、検査費用が発生した。(約70万円のお支払い)
- ・輸送中に水濡れが発生、濡れているか否かを仕分けるための費用が発生した。(約30万円のお支払い)

④



納入継続
追加費用

事故後、受損貨物の代替品の緊急調達または緊急輸送に要した実費をお支払いします。

支払限度額 1事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。



事故例

- ・トラックが追突され、積荷である食料品の代替品を空輸するために航空運賃が発生した。(約20万円のお支払い)

第三者賠償責任もセットになって ワンパッケージでオールインだから安心です!

費用損害等


■ 事故に付随して発生するさまざまな費用等も補償

<p>⑤</p>  <p>誤配費用</p>	<p>誤配送、積忘れまたは荷卸し忘れが生じたことにより、貨物を輸送開始時の目的地まで継搬または急送するための費用、または貨物が存在する地(ただし、日本国内に限ります。)から貨物を発送地まで回収するための費用をお支払いします。</p> <p>支払限度額 1事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。</p> <p>事故例 ・ラベル貼り誤りのために、本来の目的地とは異なる地に輸送されてしまった積荷を、本来の目的地まで継搬するための費用が発生した。(約10万円のお支払い)</p>
<p>⑥</p>  <p>遅延による賠償責任の負担</p>	<p>遅延により荷主に損失が生じた場合の、法律上または標準運送約款並びに特約上の賠償責任を負担することに対して保険金をお支払いします。(※) (※) 荷主への遅延による損害賠償金のお支払いおよびその内容について、事前に引受保険会社の承認が必要です。</p> <p>支払限度額 1事故につき運賃と料金^(注)の合計金額(最大100万が限度)までお支払いします。 (注) 料金荷主に請求している、積送料、取卸料、待機時間料等をいいます。</p> <p>事故例 ・時間通り出発したにもかかわらず道を間違えてしまい、配達時刻までに積荷を届けられなかった結果、荷主から賠償請求を受けた。(約20万円のお支払い)</p>

免責金額 ⑥「遅延による賠償責任の負担」のみ、貨物の損害との合算で1事故につき貨物の損害に適用される免責金額と同額を控除してお支払いします。(①～⑤は免責金額の設定はありません)

第三者賠償責任

■ 荷役作業中などに周辺施設を損傷させたり通行人にケガをさせたりした場合についても補償

 <p>第三者賠償責任</p>	<p>補償の対象となる業務の遂行中に、他人の財物を損傷させたり身体に危害を与えたりした場合の、賠償責任を負担することに対して、保険金をお支払いします。</p> <p>支払限度額 1事故につき対人・対物合計で1億円まで補償します。</p> <p>免責金額 1事故につき貨物の損害に適用される免責金額と同額を控除してお支払いします。(貨物の損害・費用損害等とは別に適用します。)</p>
--	---

※自動車事故による賠償責任については、保険金は支払われません。 *

■ 保険金をお支払いしない主な損害

に該当する事故・損害に対しては、保険金をお支払いしません。

貨物の損害

費用損害

遅延による賠償責任(延着費用)

第三者賠償責任

共通の〈保険金をお支払いしない主な損害〉

1. 保険契約者、被保険者、下請運送人またはこれらの者の法定代理人、使用人等の故意による損害
2. 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
3. 戦争、ストライキ、暴動、原子核反応、検疫、官の処分による損害
4. 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害
5. 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
6. 「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害(「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特約以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。)
7. 化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害
8. 直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃によって生じた損害

貨物の損害

に固有の〈保険金をお支払いしない主な損害〉

1. 貨物の自然の消耗または性質・欠陥による損害
2. 違約金・逸失利益等の間接損害
3. 荷造りの不完全による損害、輸送用具に完全な被覆がなされていないことによって生じた損害
4. 警察にて届出が受理されていない盗難または紛失による損害
5. 下請運送人の経済的破綻によって生じた損害
6. 法令に定めた運転資格を持たない者、または飲酒運転者等の運転中に生じた損害

残存物取片付け費用

に固有の〈保険金をお支払いしない損害〉

1. 土壌(公道を除きます)、大気、水路、海、川、湖沼からの除去・洗浄・清掃・搬出費用、廃棄費用

遅延による賠償責任(延着費用)

に固有の〈保険金をお支払いしない主な損害〉

1. 延着発生が予見される運行計画、および発送遅延
2. 正当な理由のない、運送経路の逸脱、または運送の中断・待機
3. 標準運送約款における運送人免責事由(例:天災など)

第三者賠償責任

に固有の〈保険金をお支払いしない主な損害〉

1. 被保険者の使用人、下請負人等が業務従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
2. 自動車事故による賠償責任
3. 損害賠償に関し、他人との間に結んだ特別な約定によって加重された賠償責任

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

2つの契約プランから貴社に マッチするものをお選びいただけます。



●商品の仕組み

すべての受託貨物を補償—売上高に基づいて保険料を算出

売上高包括方式（仮置中補償プラン）

- ★ 前期の売上高に基づいて、1年間の保険料を確定します。（決算書のご提出は不要です。）
- ★ 車両番号の特定や増車・減車・車両入替のお手続きは必要ありません。
- ★ 支払限度額は一律で設定します。
- ★ 「貨物を引取ってから引渡すまで」の間を補償します。
- ★ 最低保険料は年間1万2,000円です。

保管中補償プラン

- ★ 輸送中に加えて保管中(※)を補償するプランです。（詳細は次ページをご覧ください。）

(※) 輸送に付随する・しないに関わらず、流通加工、保管、据付解体、構内輸送中等をいいます。

*「仮置中補償プラン」をご選択の場合は、申し込み時に把握可能な直近会計年度のトラック事業の売上高をお申込書上にご記入ください。「保管中補償プラン」をご選択の場合は、決算書上の売上高をそのままお申込書上にご記入いただけますが、受託貨物の取り扱いとは無関係の物販販売や不動産賃貸収入等は除くことが可能です。

*必要に応じて、ご契約時に申告いただいた売上高の信憑書類をご提出いただく場合があります。

*特定の荷主や一部の貨物を除いて契約することはできません。

*新設会社等で前年度の会計年度(1年間)の売上高が把握できない場合は、「事業計画値」等を売上高としてご申告いただくことが可能です。

$$\text{年払保険料 (1円単位は四捨五入します。)} = \text{前年度売上高} \times \text{年率 (年払契約用)}$$

$$\text{月払保険料 (1円単位は四捨五入します。)} = \left[\text{前年度売上高} \times \text{年率 (月払契約用)} \right] \div 12$$

12分割する前に一旦ここで1円の位を四捨五入して10円単位とします

【仮置中補償プラン】免責金額5万円の場合(※)

■売上高100円に対する保険料(年率)

輸送中支払限度額	500万円	1000万円	1500万円	2000万円	2500万円	3000万円	3500万円	4000万円	4500万円	5000万円
年払契約	10.3	11.7	13.9	16.0	18.0	20.0	21.7	23.2	24.9	26.1
月払契約	11.3	12.9	15.2	17.6	19.8	21.9	23.8	25.6	27.4	28.8

(※) 免責金額は10万円または20万円にも設定可能です。ご希望の場合にはご相談下さい。

【保管中補償プラン】免責金額5万円の場合(※)

■売上高100円に対する保険料(年率)

輸送中支払限度額	500万円	1000万円	1500万円	2000万円	2500万円	3000万円	3500万円	4000万円	4500万円	5000万円
年払契約	20.3	21.8	23.9	26.0	28.0	30.0	31.7	33.3	35.0	36.2
月払契約	21.4	23.0	25.3	27.6	29.8	31.9	33.9	35.6	37.4	38.9

(※) 免責金額は10万円または20万円にも設定可能です。ご希望の場合にはご相談下さい。

- ・規模に応じて「大口割引」が適用されます。
- ・ご申告内容に応じて「輸送品質向上との連動割引」が適用されます。
- ・年払契約、月払契約とも可能です。
- ・更改保険料については、お客さまごとのリスク実態等に応じて個別に算出いたします。

● 2つの契約プランの違い

		売上高包括方式 (保管中補償プラン)	売上高包括方式 (仮置中補償プラン)
(1) 保険の対象となる 貨物		お客さまが運送を受託した 全て の貨物	
		注) 3ページに記載の「日貨協連貨物補償制度の対象とならない貨物」を除きます。	
(2) 備車・下請による 輸送の補償		補償対象	
		(※) お客さまに保険金をお支払いした後、保険会社から下請会社に対して代位求償は行いません。	
(3) 契約期間中に 車両の変更が 生じた場合 (増減車・車両 入替)のお手続き		お手続きは 不要	
(4) 支払 限度額	輸送中	全ての受託貨物について 一律 で設定	
		注) 500万円～5,000万円の範囲内(500万刻み)で設定します。	
	仮置中 ・ 保管中	保管中として一律1億円	仮置中として一律5,000万円
		注) 「仮置中」：輸送に付随する(※)流通加工、一時保管、据付解体、構内輸送中等をいいます。 「保管中」：輸送に付随する・しないに関わらず流通加工、保管、据付解体、構内輸送中等をいいます。	
(5) 保険料算出の基礎	お客さまの決算書上の年間売上高(※) (備車・下請による売上高も含まれます)	お客さまのトラック事業の年間売上高 (備車・下請による売上高も含まれます)	

(※) 「輸送に付随する」とは、仮置場所からの仕向地とその輸送時期が決まっている場合をいいます。

(※) 受託貨物の取り扱いとは無関係の物販販売や不動産賃貸収入等は除きます。倉庫保管料は保管中の補償で対象となるので控除できません。

規模や輸送品質、損害率に応じた 各種割引を適用可能です。



● 割引体系

輸送品質向上との連動割引

①『Gマーク』割引

『Gマーク』を取得している事業所(安全性優良事業所)を有する場合に割引を適用します。

②『事業用トラックドライバー研修テキスト』割引

安全輸送のために、日本貨物運送協同組合連合会が販売する『事業用トラックドライバー研修テキスト』を保有^(※)している場合に割引を適用します。
(※)日貨協連から直接購入しているか、連合会や組合等を経由しているかを問いません。

③『業務用血圧計』割引

安全輸送のために、日本貨物運送協同組合連合会が販売する『業務用血圧計』を購入している場合に割引を適用します。

最大
約▲65%割引!

大口割引

規模に応じて大口割引を適用します。(最大▲50%割引)

● 新規ご契約時の年間保険料イメージ：売上高包括方式(仮置中補償プラン)

支払限度額1,000万円の場合

(免責金額5万円、年払、輸送品質向上との連動割引①～③を全て適用、損害率による保険料調整無し)

売上高	年間保険料
1億円 (大口割引適用なし)	99,000円
5億円 (大口割引▲5%を適用)	470,000円
10億円 (大口割引▲20%を適用)	760,000円
20億円 (大口割引▲50%を適用)	820,000円

損害率による
更改保険料の調整

貴社ご契約の一定期間の損害率(=保険金÷保険料)等によっては、保険料が割引・割増となる場合があります。

●補償の内容の詳細

1. 保険金をお支払いする損害

(1)貨物の損害 受託貨物に与えた損害に関する、荷主への賠償責任を補償します。

<貨物の種類別の補償内容>

一般の貨物(①)とは補償内容が異なる貨物	①一般の貨物 (以下②～⑩以外の貨物)	●オール・リスク条件 例えば… 輸送用具 ^(※1) の事故(トラックやフェリーの衝突・転覆・沈没など)、火災・爆発、盗難・不着、破損・曲り・凹み、雨・雪などによる濡れ、汚損・擦損・かき損など	定温輸送される貨物について： (①の場合) オールリスク条件(腐敗・品質劣化損害除く) (②～⑩の場合) それぞれに記載の損害(腐敗・品質劣化損害除く) + 次の事由により生じた温度変化損害 ●冷凍・冷蔵・保温・保冷装置などの破損・故障 ●輸送用具の事故(トラックやフェリーの衝突・転覆・沈没など) ●火災・爆発 ●保険契約者等 ^(※6) の過失(「仮置中」または「保管中」に生じた損害を除く)	
	②植木・苗・生花その他の植物	●輸送用具 ^(※1) の事故(トラックやフェリーの衝突・転覆・沈没など) ●火災、爆発 ●盗難、荷造り毎の不着		
	③生動物 ^(※2)	●輸送用具 ^(※1) の事故(トラックやフェリーの衝突・転覆・沈没など) ●火災、爆発		} による1頭(匹) 毎の死亡
	④コンテナ自体および通い箱・パレット等の繰り返し輸送される容器類	●輸送用具 ^(※1) の事故(トラックやフェリーの衝突・転覆・沈没など) ●火災、爆発 ●盗難、荷造り毎の不着		
	⑤自動車 ^(※3) ・船舶・飛行機・ヘリコプター(ドローン等の無人の機器を含みます。)	●オール・リスク条件 ただし、貨物である自動車等の積込み、荷卸し作業中以外の自力走行、自航、自力飛行期間中に生じた損害は除く。		
	⑥宝玉石、宝飾品、貴金属製品、美術品および骨董品	●オール・リスク条件 ただし1点あたり50万円限度。また貨物が粒状の場合は1梱包あたり50万円限度。		
	⑦貨紙幣類、有価証券または金・銀・白金の地金	●オール・リスク条件 ただし1梱包10万円限度。		
	⑧ばら積み貨物 ^(※4)	●輸送用具 ^(※1) の事故(トラックやフェリーの衝突・転覆・沈没など) ●火災、爆発 ●盗難・不着(通常生じる目減りは除く) ●誤投入による、投入貨物自体の汚染損害(投入先のタンク内に既に在った貨物の汚染損害は対象外です。) ●貨物の積込み、荷卸しまたは積替えのために使用されたパイプ・ラインからの漏出によって貨物に生じた損害 <液状貨物専用の輸送用具・収容設備に積載・保管される貨物>上記に加え、「輸送用具・収容設備の破損」による汚損・漏損・汚染も補償		
	⑨野積み中の貨物 ^(※5)	前述①～⑧の貨物であっても、野積みされている間は、 ●火災、爆発 のみに補償が限定されます。		
	⑩引越荷物・個人の家財 ^(※7)	●オール・リスク条件および「引越荷物特別約款(第2種)」に従い補償。		

※1 ①一般の貨物は全ての陸上輸送用具(カーフェリー、携行便、航空便を含む)、鋼鉄製自航船。②～⑩はフォークリフト等の荷役機器および携行便は含みません。
 ※2 菌類、細菌類、細胞、ウイルス、臓器を含み、これらが貨物の場合は「1頭(匹)毎の死亡」を「取引慣行上の最小梱包単位ごとの損害」に読み替えます。
 ※3 自動二輪車・原動機付自転車・農耕用作業車・フォークリフトおよびクレーン車・ブルドーザー・ショベルカー・ロードローラー・掘削用および杭打ち用自動車等の作業用特殊自動車(人または物の運送以外の土木、建設その他の工作・作業を目的とし特殊な構造を備えた自動車)を含みます。
 ※4 「ばら積み貨物」とは、液状・粉状・粒状・気状・泥状・結晶状・塊状・棒状などの形状で、個数によらず重量や容積により取引される貨物で、梱包せず輸送用具にそのまま積載される貨物を言います。(例：重量・容積単位で取引される、古紙・鉄屑・産業廃棄物など。鉄鋼・木材製品は除きます。)
 ※5 「野積み中」には、貨物が完全に囲われていない建物(除く：トラックターミナルまたは物流センター等の建物)、仮設テント倉庫、建設作業中の建物・構内に置かれている状態を含みます。
 ※6 保険契約者、被保険者、被保険者の下請人、およびそれらの使用人。
 ※7 除外貨物は除きます。また、補償内容が変更となる貨物が含まれる場合には、それぞれの規定に基づき保険金をお支払いします。

<日貨協連 貨物補償制度の対象にならない貨物等> 以下の受託貨物はこの保険の補償対象にはなりません。
 輸送用具自体および被けん引車両

(2)費用損害等

	補償する費用損害等	支払限度額	免責金額
①損害防止費用	補償対象の事故が発生した際、受託貨物への損害を防止・軽減するために支出した費用(※保険会社が合理的と認めた費用)	適用なし	(1)貨物の損害と合算で、1事故につき5万円、10万円、20万円のいずれか設定した額
②訴訟対応費用	裁判費用・弁護士費用など。 (※予め引受保険会社の同意を得て支出する訴訟対応費用)		
③残存物取片付け費用	補償対象の事故によって損傷した貨物の処分のために必要な残存物取片付け費用、廃棄費用 ※土壌・大気・水質汚染の清掃 除去費用は補償されません。	1事故につき500万円以内 (※貨物保険金の外枠払い)	設定なし(0円)
④積替・継搬費用	貨物の輸送中に火災、爆発、輸送用具の衝突・バッテリー上がり・パンクなどが発生し、輸送用具が自力走行不能となった場合に、貨物を積み替えて輸送するために必要となる荷卸費用、一時的な保管費用、再積込費用、代車費用	1事故につき500万円以内 (※貨物保険金の外枠払い)	
⑤検査費用	補償対象の事故に遭った貨物が損傷を被ったかどうかを確認するために必要となった検査費用、仕分費用、再梱包費用	1事故につき500万円以内 (※貨物保険金の外枠払い)	
⑥納入継続追加費用	事故後、受損貨物の代替品の緊急調達または緊急輸送に要した費用	1事故につき500万円以内 (※貨物保険金の外枠払い)	
⑦誤配費用	誤配送、積忘れまたは荷卸し忘れが生じたことにより、貨物を輸送開始時の目的地まで継搬または急送するための費用、または貨物が存在する地(ただし、日本国内に限ります)から貨物を発送地まで回収するための費用	1事故につき500万円以内 (※貨物保険金の外枠払い)	
⑧遅延による賠償責任(延着費用)	延着により貨物の所有者(被保険者が下請運送人の場合は元請運送人。以下、併せて「荷主等」といいます。)に生じた損失につき、被保険者が荷主等に対する法律上または標準運送約款並びに個別の運送契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	延着した貨物の運賃及び料金(注)の合算または1事故につき100万円のいずれか低い方(注)荷主に請求している、積込料、取卸料、待機時間料等。 (※貨物保険金が支払われる場合は、貨物保険金と合算して貨物の到達地価額限度)	

※補償対象となる事故は、貨物別に前ページの「(1)貨物の損害」のとおりです。

(3)第三者への賠償責任

補償の対象となる業務の遂行中に、他人の財物を損傷させたり身体に危害を与えたりした場合の、被害者への賠償責任を補償します。

- <例>・倉庫からの積出し中に貨物が通行人に当たり、ケガをさせた。
・台車で搬入作業中に貨物を客先の壁にぶつけ、壁やガラスを壊した。
・荷役作業のためにドライバーが一時的に借用したフォークリフトを、操作ミスで傷つけてしまった。

※日貨協連貨物補償制度の対象外の貨物(→10ページご参照)の輸送中に生じた事故については補償されません。
※トラックの事故は、貨物の積み込みおよび荷卸し作業に起因する場合にのみ対象となります(対象となる場合でも、自動車保険が優先適用されます)
<対象となる例>貨物の荷卸し作業中に、トラックのウイング開閉ミスにより、受荷主の倉庫の壁を壊した。
<対象とならない例>トラックで道路を走行中に歩行者をはねてけがをさせた。

	支払限度額	免責金額
第三者への賠償責任	1事故につき、対人・対物合わせて1億円以内	(1)貨物の損害・(2)費用損害等とは別に1事故につき5万円、10万円、20万円のいずれか設定した額

2. 保険金をお支払いしない主な場合

以下の場合には、保険金をお支払いしません。

【受託貨物の損害】【費用損害】【遅延による賠償責任】【第三者賠償責任】共通のお支払いしない場合

- 1 保険契約者、被保険者、下請運送人またはこれらの者の法定代理人、使用人等の故意による損害
- 2 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
- 3 戦争、ストライキ、暴動、原子核反応、検疫、官の処分による損害
- 4 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害
- 5 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
- 6 「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害(「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特約以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。)
- 7 化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害
- 8 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃によって生じた損害

【受託貨物の損害】に固有のお支払いしない場合

- 1 貨物の自然の消耗または性質・欠陥による損害
- 2 違約金・逸失利益等の間接損害

- 3 荷造りの不完全による損害、輸送用具に完全な被覆がなされていないことによって生じた損害
- 4 警察にて届出が受理されていない盗難または紛失による損害
- 5 下請運送人の経済的破綻によって生じた損害
- 6 法令に定めた運転資格を持たない者、または飲酒運転者等の運転中に生じた損害

【残存物取片付け費用】に固有のお支払いしない場合

- 土壌(公道を除きます)、大気、水路、海、川、湖沼からの除去・洗浄・清掃・搬出費用、廃棄費用

【遅延による賠償責任(延着費用)】に固有のお支払いしない場合

- 1 延着発生が予見される運行計画、および発送遅延
- 2 正当な理由のない、運送経路の逸脱、または運送の中断・待機
- 3 標準運送約款における運送人免責事由(例：天災など)

【第三者賠償責任】に固有のお支払いしない場合

- 1 被保険者の使用人、下請負人等が業務従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 2 自動車事故による賠償責任
- 3 損害賠償に関し、他人との間に結んだ特別な約定によって加重された賠償責任

3. 契約対象者

「日貨協連貨物補償制度」の契約者・被保険者となることができる方は、次のいずれかの事業者です。

- ①日貨協連の会員連合会もしくは会員協同組合の組合員事業者
 - ②交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)の会員共済組合の組合員事業者
 - ③①、②いずれかの組合へ加入申込書を提出する等、組合への加入意向が確認できる事業者(※)
- (※)本保険に加入後の更改時まで①、②いずれかの組合員事業者となることを前提としますが、すぐに加入可能な組合が見つからない又は新規に事業協同組合を設立できない等の特別な事情がある場合も対象とします。

この保険の被保険者になることができるお客さまは、営業許可等を有する運送業者に限らせていただきます。(運送事業を行うにあたり必要な営業許可等を有さないもしくは必要な届出を行っていないお客さまおよび営業用車両として登録が行われていない車両については、この保険の対象となりませんのでご注意ください。)
ただし陸運局に特別に許可を得ている場合を除きます。

日貨協連貨物補償制度特別約款

(2022年9月1日～2022年12月31日始期契約用)

第1章 適用約款

第1条

この保険契約においては「運送保険・貨物海上保険約款集」掲載の以下の約款を適用します。

- ・運送業者貨物賠償責任保険特別約款(売上高包括方式)
- ・貨紙幣類・有価証券等担保(1梱包10万円限度)
- ・引越荷物特別約款(第2種)
- ・残存物取片付け費用担保特別約款
- ・継搬費用担保特別約款
- ・検査費用担保特別約款(運送業者貨物賠償責任保険用)
- ・納入継続追加費用担保特別約款(運送業者貨物賠償責任保険用)
- ・誤配費用担保特別約款
- ・冷凍・冷蔵貨物にかかわる温度設定誤り等担保特別約款

第2章 運送業者貨物賠償責任保険特別約款(売上高包括方式)の読み替え等

第2条

運送業者貨物賠償責任保険特別約款(売上高包括方式)第5条(補償内容が変更となる貨物の取扱い)(1)③④を以下の通り読み替えます。

- ③ばら積み貨物(液状、粉状、粒状、気状、泥状、結晶状、塊状、棒状等の形状で、個数によらず重量または容積のみにより取引が行われる貨物であり、梱包をせずに輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物^(注1))。但し、鉄鋼・木材製品は除きます)
- ④生動物(菌類、細菌類、細胞、ウイルス、臓器を含みます)

第3条

運送業者貨物賠償責任保険特別約款(売上高包括方式)第5条(補償内容が変更となる貨物の取扱い)(2)③④を以下の通り読み替えます。